

在宅勤務規程のポイント

今後、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が心配される中、その防止対策として多くの企業でテレワークの導入が進行しています。テレワークの中心は在宅勤務ですが、これを導入するにあたっては、適用対象者や手続のしかた、労働時間の算定方法等、事前に決めておかなければならないことも多く、「在宅勤務規程」の整備が必要になりますので、下の「在宅勤務規程作成上のポイント」を参考にしてください。

在宅勤務規程作成上のポイント		
<p><b>①適用対象者を定める</b> (適用対象者) 第●条(適用対象者) 在宅勤務制度の適用対象者は、次の条件を満たし、会社の承認を得た者とする。 (1)在宅勤務の申請時点で、勤続〇年以上の者 (2)在宅勤務に適した業務に従事している者 (3)勤務態度が良好な者</p> <p><b>②手続き方法を定める</b> 第●条(手続) 在宅勤務制度の適用を受けようとする者は、次の事項を記載した所定の申請書を所属長を通じて提出し、会社の承認を得なければならない。 (1)氏名および所属部署 (2)在宅勤務で行う業務の具体的内容 (3)在宅勤務の予定期間 (4)在宅勤務期間中の会社との連絡方法 (5)その他必要な事項</p>	<p><b>③労働時間の算定方法を定める</b> 第●条(労働時間) 在宅勤務により就業した日は、就業規則の定める所定労働時間を勤務したものとみなす。 2 前項の規定にかかわらず、業務を遂行するために所定労働時間を超えて労働することが必要な場合は、所定の様式により、事前に所属長に届け出て許可を得なければならない。 3 休憩時間は、就業規則の定める休憩をとったものとみなす。</p> <p><b>④費用の負担を定める</b> 第●条(費用の負担) 在宅勤務により発生する光熱費、通信費その他の費用は、原則として本人負担とする。</p> <p><b>⑤その他</b> 第●条(報告) 在宅勤務者は、業務の進捗状況を少なくとも1日〇回、所定の方法により会社に報告しなければならない。 第●条(出社)</p>	<p>会社は業務上必要があるときは、在宅勤務中の者に出社を命ずることがある。この場合、在宅勤務者は正当な理由なくこれを拒むことはできない。</p> <p>第●条(復帰) 在宅勤務者が次の各号のいずれかに該当するときは、通常の勤務形態に復帰するものとする。 (1)在宅勤務期間が終了したとき (2)在宅勤務期間の終了前に在宅勤務者本人から復帰の申請があり、会社がこれを認めたとき (3)在宅勤務期間の終了前に、業務の都合上その他の理由から、会社が在宅勤務からの復帰を命令したとき</p> <p>第●条(機密保持) 在宅勤務者は、業務上知り得た機密や顧客情報等に関する規則を遵守し、適切な機密管理を行うとともに、その一切の責任を負わなければならない</p>

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考) リーマンショック時
	現行(一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
生産指標要件(3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和(1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和(1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和(3か月5%以上低下)
雇用保険の被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	雇用保険の被保険者が対象
助成率 2/3(中小)、1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) 解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) 解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業)
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日~5月31日まで)	計画届の事後提出を認める(1月24日~6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左 + 上記対象期間	3年300日

- 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする。
  - 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる。
- ※ 雇用調整助成金については、キリン通信845号を参照してください。